

グループホームさくらの丘

運営規定

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条

この運営規程は社会福祉法人 高陽会が設置するグループホームさくらの丘（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、家庭的な環境の中で入浴、排泄、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うものとする。
- 7 上記のほか、「紀の川市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」〔平成25年紀の川市条例第1号〕を遵守する。

(事業所の運営)

第3条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に

当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホームさくらの丘
- 二 所在地 和歌山県紀の川市黒土 153 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 2ユニット事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

グループホームさくらの丘

- 1 管理者 1 名以上（常勤・介護従事者と兼務、常勤・計画作成担当者と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1 名以上（常勤・介護従事者と兼務、管理者及び介護従事者と兼務）

計画作成担当者は事業所に対する認知症対応型共同生活介護計画の作成、利用申込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上相談等に従事する。

- 3 介護職員 14 名以上（うち、常勤職員6名以上）
介護職員は、利用者の援助の提供にあたる。

（利用者の定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、18 名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴、排せつ、食事、更衣等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）健康チェック
- （5）相談、援助

（介護計画の作成）

第8条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際に、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置か

れている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容を説明し同意を得るとともに、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
- 3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づいて利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護の提供を行った場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行った場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、月額 1,500 円とする。
- 3 水道光熱費については、月額 600 円とする。
- 4 食事の提供に要する費用については、月額 1,000 円とする。
内訳 朝食：200 円 昼食：400 円 夕食 400 円
- 5 寝具の提供に要する費用（敷布団、掛布団、敷布、包布、枕、枕カバーのリース代）については、月額 70 円とする。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。
- 7 月の途中における入退居については日割り計算とする。
- 8 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料及びその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事

前に文書で説明した上で、同意を得ることとする。

- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けたときは、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
 - （1）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - （2）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - （3）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者である等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居した後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（衛生管理等）

第11条

- 1 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症や食中毒が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症や食中毒の発生及びまん延の状況によっては、リモートでの開催も可能とする）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果等について従業者に周知する。
 - （2）事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための基本的な指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第12条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、主治医又は事業所が定めた協力医療機関に速やかに連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を分析し、再発を防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避訓練を実施する。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

第15条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を分析し、再発を防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、提供を行った指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関して、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供を行った指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査等に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条

- 1 事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族に関する個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意を予め文書により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。また、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第18条

- 1 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その内容・目的・理由・時間・期間等を記載した説明書、経過観察の記録、実施後の経過記録の整備や適正な手続きにより行うものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知を図る。
 - （2）身体拘束適正化のための指針を整備する。
 - （3）身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第19条

- 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずる。
- （1）従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
 - （2）従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
 - （3）その他ハラスメント防止のために必要な措置

（地域との連携など）

第20条

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等

を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（協力医療機関等）

第21条

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。定める際には以下の要件を満たすよう努める。
 - （1）利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - （2）診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、急変時の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を自治体に提出する。
- 3 利用者が協力医療機関等に入院した後に、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居できるように努める。

（その他運営についての留意事項）

第22条

- 1 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援相談員、介護保険法第6条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）また、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - （2）継続研修 年12回以上
- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、サービスを終了した日から5年間保存する。

- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。